

東相制第 000200000810 号
2026 年 2 月 3 日

総務大臣 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゆくくにししんじゆくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目 19-2

名称及び代表者の氏名

えぬでいていひがしにほんかぶしきがいしや
N T T 東日本株式会社

しぶたに なおき

代表取締役社長 濵谷 直樹

登録年月日及び登録番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 233 号

接続約款変更認可申請書の補正について

2026 年 1 月 16 日付け東相制第 000200000796 号をもって提出しました接続約款変更認可申請書を下記のとおり補正しますので、よろしく取り計らい願います。

記

補正事項

別紙のとおりです。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

別紙 東相制第000200000796号（2026年1月16日）の補正内容

旧				新			
料金表				料金表			
第1表 接続料金				第1表 接続料金			
第1 網使用料				第1 網使用料			
1 (略)				1 (略)			
2 料金額				2 料金額			
2-1 端末回線伝送機能				2-1 端末回線伝送機能			
2-1-1 基本額				2-1-1 基本額			
2-1-1-1 基本料				2-1-1-1 基本料			
月額				月額			
区分			単位	料金額		備考	
(1)～(8) (略)			(略)	(略)		_____	
(9) 端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)		ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,658円		_____	
			1回線ごとに	10,328円		_____	
			1回線ごとに	3,441円		_____	
		イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,737円		_____	
			1回線ごとに	10,407円		_____	
			1回線ごとに	3,520円		_____	
		ウ 2Gbit/s から400Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,737円		_____	
			1回線ごとに	10,407円		_____	
			1回線ごとに	3,520円		_____	